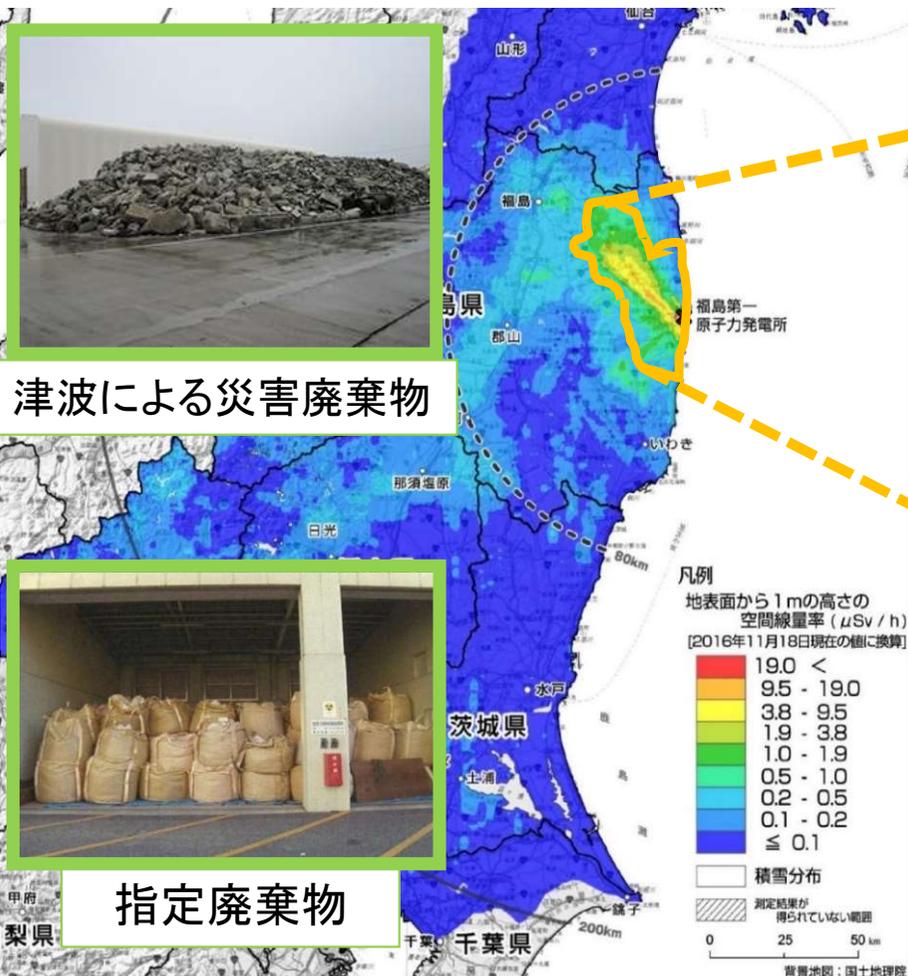


特定廃棄物対策担当参事官室

東日本大震災からの復興・再生

環境再生事業の概要と役割分担

- 避難指示が発令された区域は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染特別地域、汚染廃棄物対策地域（通称：対策地域）として国が除染・廃棄物処理を担当。
- その他の地域については、
 - ・ 除染については、国が汚染状況重点調査地域を指定し、市町村が除染を実施。
 - ・ 廃棄物処理については、区域にかかわらず、8,000Bq/kg超の廃棄物は指定廃棄物として国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理責任を負う。



➤ 国直轄エリア
 (除染特別地域、対策地域)



除染



被災家屋等の解体

避難指示の解除に向けた取組

- 2018年3月までに、**帰還困難区域**を除く全ての市町村で面的除染完了。

帰還困難区域

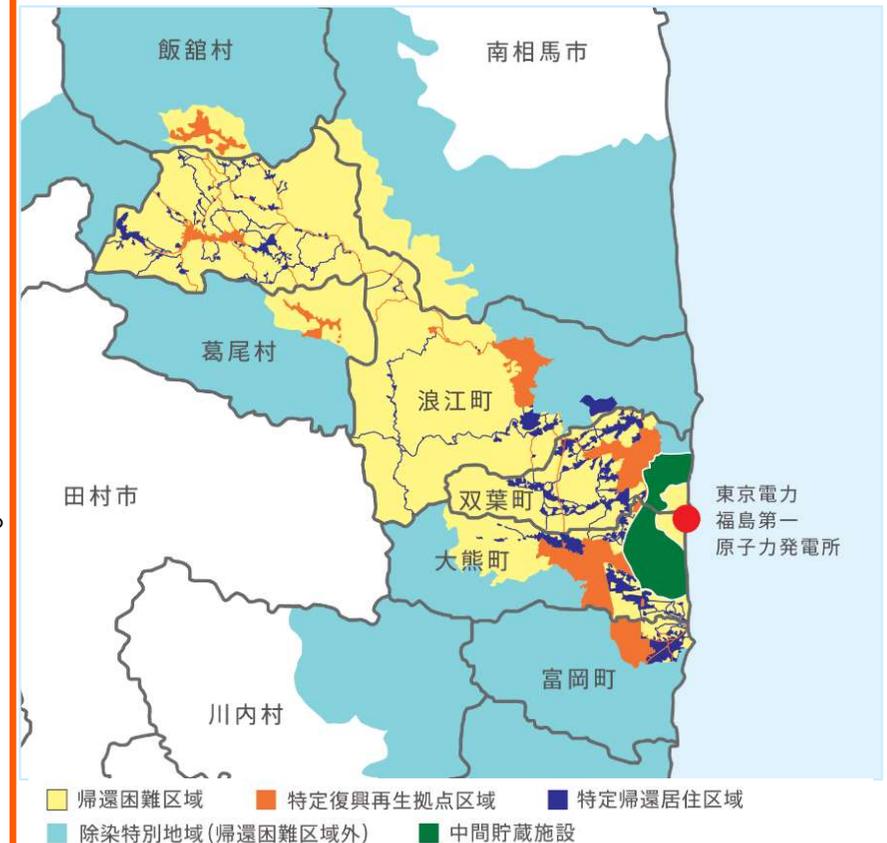
【2011年当時、放射線量が年間50ミリシーベルト超・原則立入禁止】

「たとえ長い年月を要するとしても、**将来的に全てを避難指示解除**し、復興・再生に責任を持って取り組む」方針。

- **特定復興再生拠点区域** (橙色部分) 【2017～2018年度区域認定】
 - ・ 帰還困難区域のうち、**5年を目途に避難指示を解除し、住民の帰還を目指す**区域。
 - ・ 2017年12月より除染を実施し、2023年11月末で6町村全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除。
- **特定復興再生拠点区域外**
 - ・ **2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還**できるよう、福島復興再生特別措置法の改正法が第211回通常国会で成立。

【特定帰還居住区域】 (青色部分)

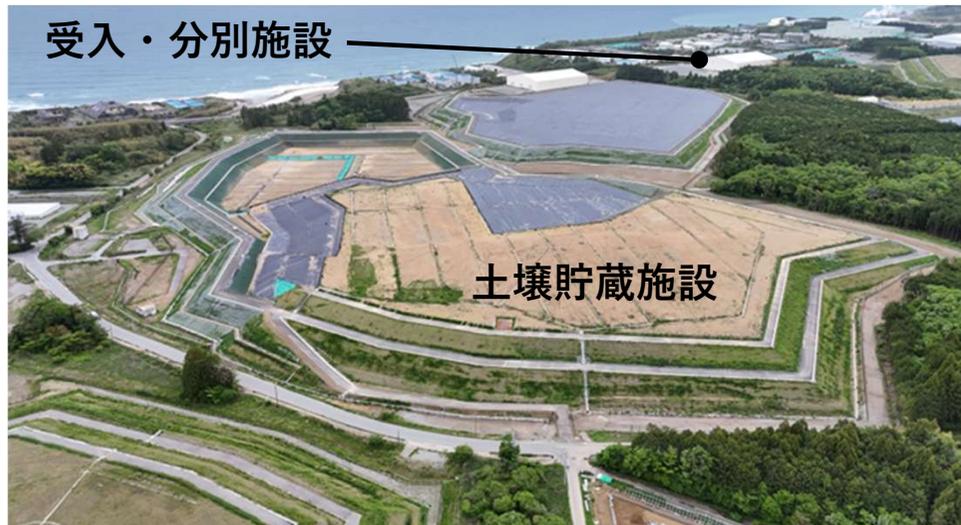
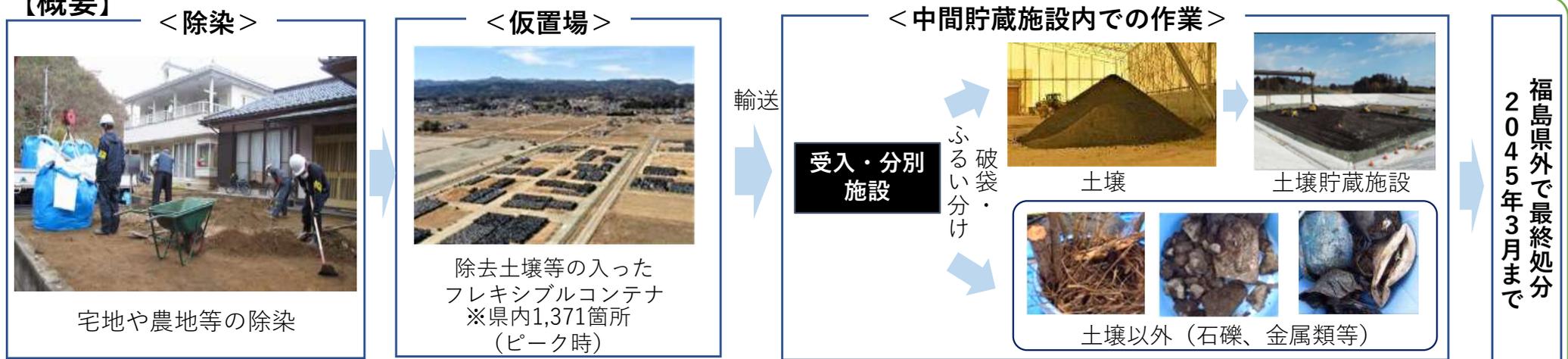
- ・ 市町村長が、**拠点区域外**において、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設。
- **大熊町・双葉町の一部の地域は、先行的に2023年9月に認定され、12月20日に除染や家屋等の解体に着手。**
- ・ また、本年1月に認定された浪江町の区域についても6月20日に着手し、2月に認定された富岡町の区域についても準備を進めているところであり、引き続き着実に除染や家屋等の解体を実施していく。



福島環境再生に向けた今後の課題（中間貯蔵施設）

- 原発事故由来の放射性物質による影響を速やかに低減するため、2011年度より国・市町村が除染を実施。
- 福島県内の除染で発生した大量の除去土壌等を貯蔵するため、2011年度閣議決定の「放射性物質汚染対策特別措置法基本方針」等に「**中間貯蔵施設の整備**」を位置づけ。
- 福島県内除去土壌等は「**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に福島県外で最終処分**」と法律で規定。
- 2014年に福島県、大熊町、双葉町に容認していただき、2015年3月**から各市町村の仮置場等にある**除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を開始**。
- 帰還困難区域を除く除去土壌等の搬入は2022年3月までに概ね完了**。 ※2024年5月末時点約1,384万^m₃（帰還困難区域を含む）

【概要】



福島県内における土壌などの処理フロー

除染

国直轄除染及び市町村除染で発生した

- ・ 土壌
- ・ 廃棄物（刈り取った草木、雨樋の堆積物等）

廃棄物処理

国が処理責任を負っている**特定廃棄物**

- ・ 指定廃棄物（8,000Bq/kg超の廃棄物）
- ・ 対策地域内廃棄物
（避難指示区域の解体家屋、津波がれき等）

可能な限り減容化

可能な限り減容化

10万Bq/kg超

10万Bq/kg以下

中間貯蔵施設

[大熊町、双葉町]

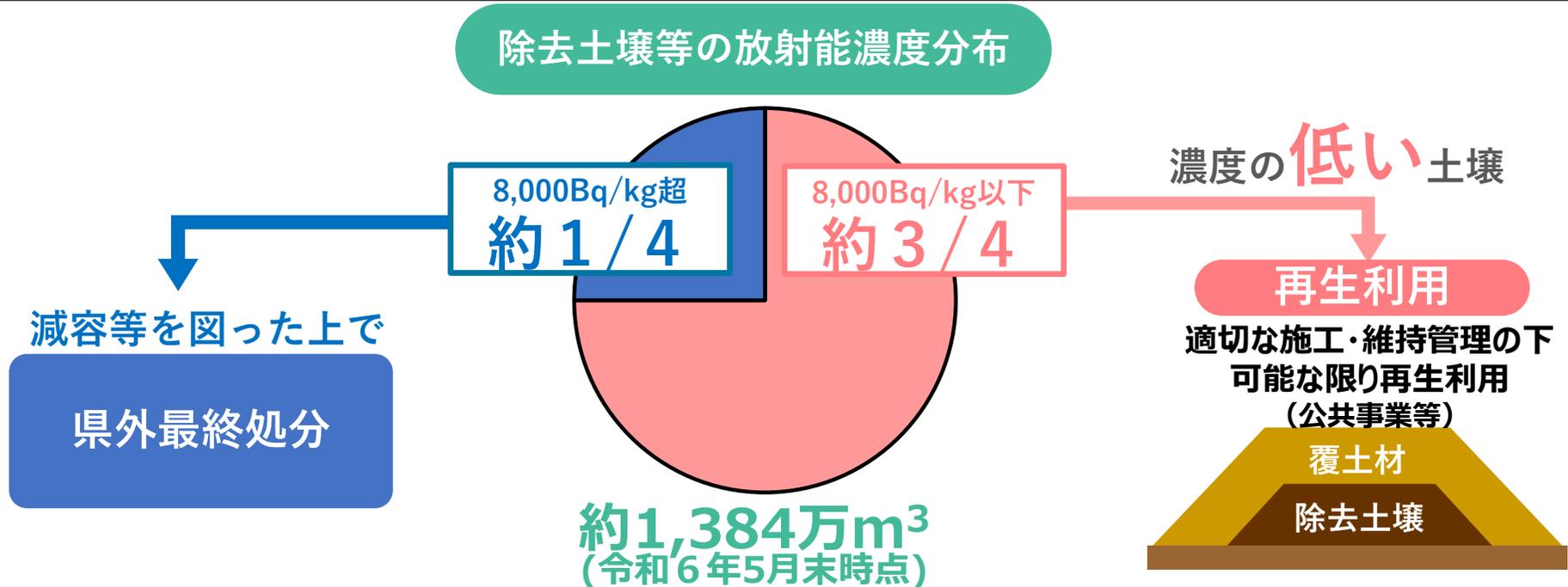
既存の管理型処分場

- ・ クリーンセンターふたば [大熊町]

可能な限り減容・再生利用を行った上で、
中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分

県外最終処分、再生利用の基本的考え方

- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる**ことと法律で規定。
- 県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減が鍵。平成28年に策定した「**中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略**」及び「**工程表**」に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国的な理解醸成等を着実に進めている。
- **令和6年度は戦略等の目標年度**であり、これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、**再生利用・最終処分の基準省令や、最終処分場の構造・必要面積等の検討を進めている**。
- 令和6年3月19日に閣議決定された「『第2期復興・創成期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、「**再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進め**」ることや、「**令和6年度の後に空白の期間が生じないように、それまでの検討結果を踏まえ、福島県外での最終処分に向けた令和7年度以降の取組の進め方を示していく**」とされた。



除去土壌の再生利用実証事業

- 放射線に関する安全性の確認や具体的な施工・管理方法の検討を行うため、福島県内において再生利用実証事業を実施。(今後、実証事業の成果等を踏まえ、再生利用の基準省令を検討。)
- **福島県飯館村長泥地区**においては、除去土壌を再生資材化して盛土材として使用し、その上に覆土をして、**農地として利用する実証事業**を実施。2021年4月から約22haの大規模な農地盛土造成に着手し、順次栽培試験や水田試験等を実施中。
- さらに、道路整備での再生利用について検討するため、2022年10月から**中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業**にも着手。2023年10月に工事が完了し、現在は構造物の安定性等についてモニタリングを実施。
- これまでに、これらの福島県内での再生利用の**実証事業を通じて安全性等を確認**。
- また、福島県外においても実証事業を検討中。

◇飯館村長泥地区での実証事業

- 再生資材化した除去土壌を農地の盛土材として使用し、栽培試験や水田試験等を実施。
- 施工前後の空間線量率に変化がないこと、農地造成エリアからの浸透水の放射性セシウム濃度はおおむね検出下限値未満であることを確認。
- また、2019年度から2021年度までに花き類及び野菜等の栽培実験で放射性セシウムの濃度を測定した結果、0.1~2.5Bq/kgであり、一般食品の放射性セシウム濃度の基準である100Bq/kgを大きく下回った。



◇中間貯蔵施設内での道路盛土実証事業

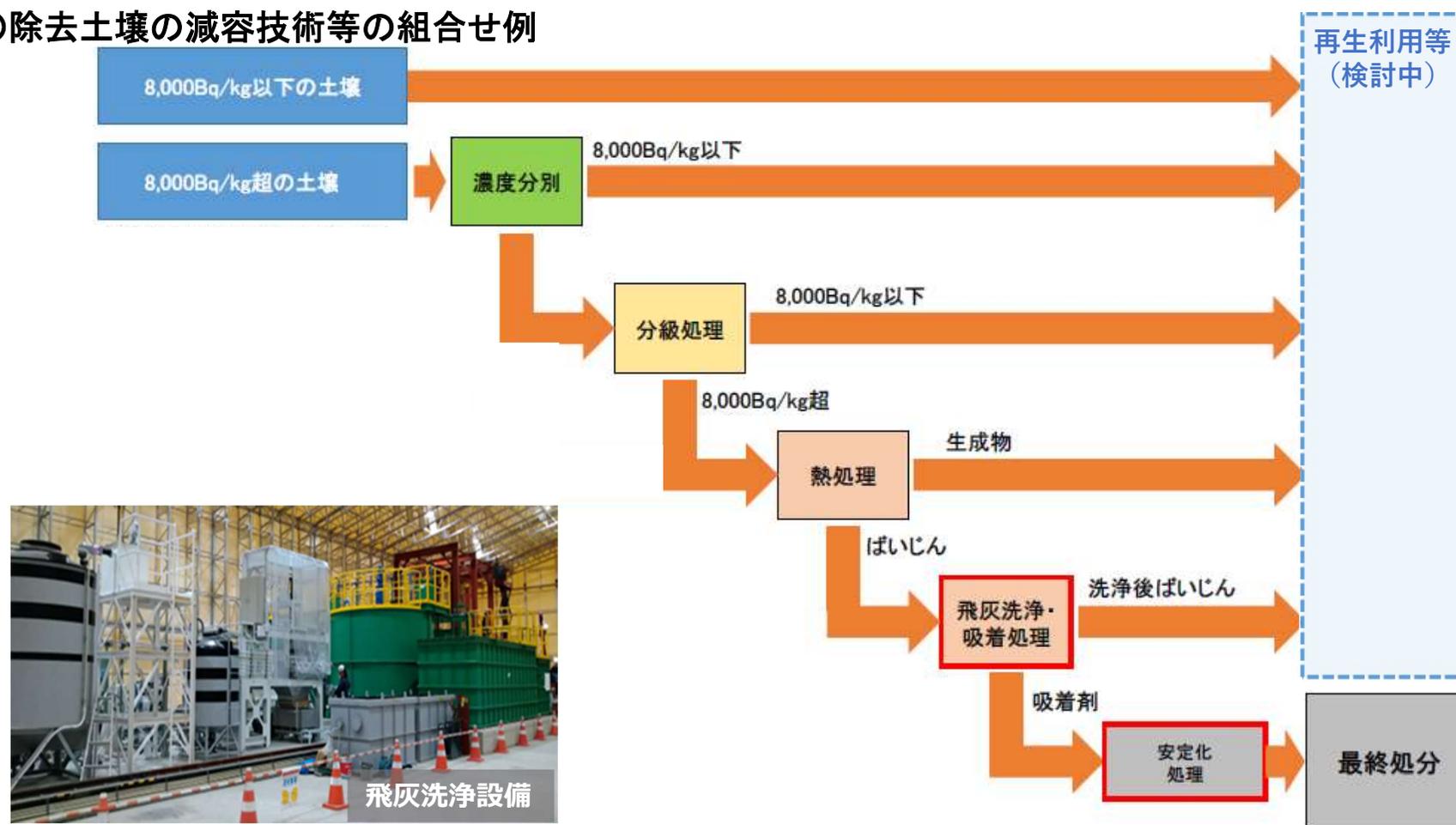
- 再生資材化した除去土壌を道路の路体部分に使用。(一般的な道路規格として、3種2級(交通量4千~2万台/日)の歩道付きの構造)
- 施工箇所の境界部の空間線量率は、除去土壌の盛土作業の前後で変化なし。
- 盛土作業中の、空気中の放射性物質濃度及び盛土からの浸出水の放射性物質濃度は、いずれも検出下限値未満。



県外最終処分に関する検討について

- 県外最終処分に向けては、技術開発戦略に基づき、これまでに分級処理技術や熱処理技術等の減容技術等の実証事業を実施。
- 現在、これまでに実施されてきた減容技術等の実証事業の成果を整理し、有識者に御意見を伺いながら、減容技術等の評価、及び、減容技術等の組合せを検討中。
- また、想定される放射能濃度等を踏まえ、最終処分の基準省令の検討を進めているところ。
- これらの検討を踏まえて、最終処分場の構造・必要面積等に関する案を複数とりまとめることとしている。

○除去土壌の減容技術等の組合せ例



今後の戦略検討会で議論すべき事項、スケジュール（案）について



中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略（～2024年度）

	2023年度	2024年度	2025年度以降
最終処分 方向性の検討	<ul style="list-style-type: none"> 除去土壌等の発生量、放射能濃度の整理 再生利用見込み量の検討 最終処分場の構造、必要面積の検討 最終処分に関する放射線安全性評価 トータルコストの検討 埋立処分基準省令の検討・策定 		<ul style="list-style-type: none"> 最終処分方式の具体化 取り出し・搬出方法、跡地利用の検討 最終処分地の調査検討、調整 最終処分場の整備 最終処分場への搬入
減容・再生利用 技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> 技術実証の進捗整理 今後実施する技術実証項目の抽出、実施 技術の組み合わせの検討 ・処理コストの整理・検討 技術を踏まえた最終処分場の構造の検討 		
再生利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用基準省令・技術ガイドライン（手引き）の検討・策定 実証事業 （農地造成【福島県飯舘村】、道路盛土【中間貯蔵施設内】） 		再生利用の本格化の推進
全国民的な 理解の醸成等	<ul style="list-style-type: none"> 飯舘村長泥地区での実証事業を中心とした理解醸成の推進 現地見学会等の継続実施 双方向のコミュニケーションの取組 次世代への理解醸成活動 ・SNS等による理解醸成活動 		
戦略検討会	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況のレビューや課題等の議論 再生利用・埋立処分基準省令・技術ガイドライン等の検討 （基準は放射線審議会、パブリックコメントを経て策定予定） 		
IAEA	<ul style="list-style-type: none"> 専門家会合（計3回程度） 		報告書

最終処分・再生利用に係る理解醸成

- 県外最終処分の方針についての認知度は、福島県内で約5割、福島県外では約2割。
- 除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国民的な理解醸成が必要不可欠。次世代向けの理解醸成（大学等での講義、現地WS等）、現地見学会、WEBメディアを活用した情報発信、除去土壌を用いた鉢植え・プランターの設置を始めとした各種取組を展開中。
- 今年度は、再生利用・最終処分の安全性・必要性等について、理解醸成において重要な対象者である次世代、自治体、メディア等への情報発信を更に進める等により、理解醸成の取組を強化。

次世代向けの取組



大学等での講義

現場見学



福島県内市町村長



再生利用実証事業 現地視察
福島、その先の環境へ。ツアー参加者
中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区の実証事業事業エリアを対象とした現地見学会を開催

WEBメディアを活用した情報発信

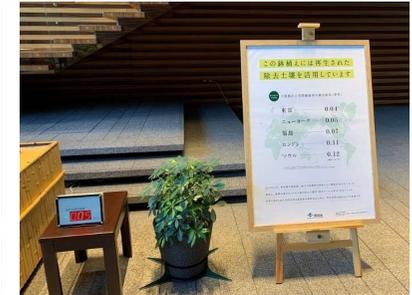


WEBメディアと連携したイベント



インフルエンサー（Youtuber）と連携した情報発信

除去土壌を用いた鉢植え等の設置



総理大臣官邸



環境大臣室

2024年5月末時点で
23施設に設置済み

関係5県の指定廃棄物に関する状況

<長期管理施設の設置>

- 5県（宮城・栃木・千葉・茨城・群馬）において、**国が各県内での「長期管理施設」の新設**を検討。
- うち3県（宮城・栃木・千葉）について、2014～2015年に候補地を提案したが、そのための**詳細調査を実施できていない。**

<各県ごとの課題を段階的に解決するための取組>

- 長期管理施設の設置は進んでいないが、**放射性物質を生活圏から段階的に遠ざけるための取組**を実施。
 - ・ 宮城県：指定廃棄物の約10倍の量がある低濃度の農林業系廃棄物の処理
 - ・ 茨城県：保管の強化
 - ・ 栃木県：分散している保管場所の集約
 - ・ 各県共通：8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理に向けた調整・実施

※県名下部…令和六年三月末時点の指定廃棄物保管量

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018～ (H30)
宮城県 (2,827.9t)	長期管理施設の選定 プロセスについて議論	長期管理施設の詳細調査候補地を公表			まずは8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物から処理することとし、2018年3月から処理を開始	
栃木県 (10,538.6t)					詳細調査の実施に向けた働きかけの継続	農家の保管する指定廃棄物の市町単位での集約を検討・実施
千葉県 (3,716.6t)						
茨城県 (3,309.0t)					長期管理施設は設置せず、現地保管継続・段階的処理の方針を決定	一時保管場所での保管強化対策の実施
群馬県 (1,187.0t)						